平成 26 年 1 月 15 日 企 画 部 企 画 課 地域文化部スポーツ振興課

練馬区 2020 年東京オリンピック・パラリンピック対策本部の設置について

### 1 設置目的

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを成功させるため、都や他の特別区等と協力しながら気運を盛り上げること、および、スポーツや観光の振興、都市基盤整備など関連施策を、区をあげて総合的に推進することを目的に、練馬区 2020年東京オリンピック・パラリンピック対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

#### 2 設置期間(予定)

平成 26 年 1 月から平成 32 年度まで

## 3 対策本部の構成

対策本部は、本部長、副本部長および本部員をもって構成する。

本部長は、区長とする。

副本部長は副区長および教育長とし、本部長に事故があるときは副本部長が その職務を代理する。

本部員は、庁議の構成員とする。

また、広聴広報課長、企画課長、総務課長およびスポーツ振興課長は、幹事として対策本部の会議に出席する。

### 4 対策本部の所掌事項

- (1) 東京都や特別区等との情報共有および連携に関すること
- (2) 開催に向けた気運醸成、スポーツ振興、障害者スポーツの振興、および それにかかる環境整備に関すること
- (3) 開催を契機とした地域の振興、観光振興、都市基盤整備など、関連施策の推進に関すること
- (4) その他、本部長が必要と認める事項

#### 5 対策委員会の設置

対策本部の下に、東京オリンピック・パラリンピック対策委員会(以下「対 策委員会」という。)を設置する。

対策委員会は、対策本部の指示に基づき本部所掌事項について検討を行い、 その結果を対策本部に報告するとともに、必要に応じて全庁的な調整を行う。

# 6 対策委員会の構成

対策委員会は委員長、副委員長および委員により構成する。

委員長は副区長、副委員長は企画部長および区民生活事業本部長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

対策委員会は、事案によって関係職員が出席できるものとする。

## 7 庶務

対策本部および委員会の庶務は、企画部企画課および地域文化部スポーツ振興課において処理する。

## 別表

## 職 名

技監 総務部長 健康福祉事業本部長

区長室長 産業経済部長 地域文化部長 福祉部長 環境部長

都市整備部長 土木部長 教育振興部長

広聴広報課長 企画課長 財政課長 総務課長 職員課長 商工観光課長

地域振興課長 スポーツ振興課長 障害者施策推進課長 清掃リサイクル課長

都市計画課長 交通安全課長 教育総務課長